

「2017 年度政策・制度に関する要求書」

2017 年 8 月 2 日

連 合 長 崎

1. **総合政策・産業政策（公契約条例）**

① 住民が安心して暮らすことができる公共サービスの質の確保と、長崎県が行う契約のもとで働く労働者の公正な労働条件確保のため、県が行う公契約について以下の施策を実施すること。

- (1) 「公契約条例」の制定へ向け、公労使の委員で構成する委員会を設置し、具体的な検討を行うこと。
- (2) 年度途中で最低賃金の改定が生じた場合、発注済みの公契約について必要に応じた金額見直しを行うこと。

公共サービスは県民生活にとって必要不可欠なものである。県は県民に対して質の高い公共サービスを提供するとともに、それに従事する労働者に対して公正な労働条件を確保することが求められている。県民が安心して公共サービスを受けるためには、そこで働く人たちの労働条件が守られていることが不可欠である。

公契約条例によって、公契約のもとで働く人の賃金下限額や自治体の責任を定めることで、地元企業の人材確保などを実現し、地域の活性化にもつながると考える。

昨年度の回答では、「庁内に研究会を設けて検討してきたが、現時点では条例制定の環境がなく、当面、国等の動向を見守ってまいりたい」ということであったが、庁内だけの検討ではなく、公労使・有識者などの様々な観点から検討する体制（審議会・検討委員会）を構築し、公契約条例制定へ向けて検討を行うこと。九州でも沖縄県において公契約条例制定に向けた議論が進められており、長崎県においてもヒアリング等を行いながら検討することを求める。

また、年度途中で最低賃金が改定された場合、すでに発注済みの公契約については契約金額が見直されず、その差額を事業者が負担しているという事例も全国では報告されている。県内において、このような実態がないか把握するとともに、必要に応じて契約済みの公契約の金額見直し等を行うこと。

2. **雇用・労働政策**

① 将来を支える若年者に対して「働きがいのある良質な雇用の場」を創出するよう、さらなる就業支援の充実・強化をはかること。

- (1) 労働条件の的確な表示の徹底、若者雇用促進法を踏まえた職場情報の提供をはかること。
- (2) 正社員転換の促進など、若者が働き続けられる職場環境の整備をはかること。
- (3) 長崎若者サポートステーションの機能強化等をはかること。
- (4) 学校等における労働教育を推進すること。また、学校や企業等と連携し、インターンシップ等の周知等、新卒・若年者の就業支援について充実・強化をはかること。
- (5) 全国的にも問題となっているいわゆるブラック企業問題等についても、関係機関と連携を図り、指導等をはかること。
- (6) 「産業人材育成奨学金返済アシスト事業」の周知を行い、更なる拡充をはかるこ

と。また、今年度の寄付状況・申請状況等の実績を示すこと。

すべての若年者への良質な就業機会の実現に向けては、企業と学生のミスマッチ解消策や就労後も長く働き続けられる環境を整備するなど、新卒・若年者の雇用対策を強化する必要がある。長崎県においては、新規・若年者の県外流出防止策として、いくつか取り組まれていると認識しているところであるが、県外への人口の流出にともなう就業者の減少には歯止めがかからない状況であり、早急な対応をはかること。

また、県が昨年度創設した「産業人材育成奨学金返済アシスト事業」は、県内就業者の支援に関する新たな取り組みとして評価できるものであるが、産業分野ならびに支援人数が限られており、更なる拡充を行うこと。

② 最低限の生活を保障できる最低賃金の水準改善ならびに遵守の徹底をはかること。

長崎県の最低賃金額は、昨年21円引き上げ現行時間額715円となったが、この水準は依然として全国の下位に位置し、また、この最低賃金額では法に定める「労働者が健康で文化的な最低限の生活を営む」ことを保障するには到底至らない。また、現行の最低賃金制度の性質上、九州内ではCランクである福岡県との賃金格差が年々拡大しており、県外転出先として福岡県が最多であることから示されるように、このことが人口流出の大きな要因となっていることも考えられる。

最低賃金の引き上げは人口流出防止、県民所得向上に大きな役割を果たすことから、長崎県最低賃金審議会等への働きかけなど、長崎県としても引き続き最大限の取り組みを行うこと。また、最低賃金の遵守徹底をはかること。

③ 誰もが公正かつ良好な労働条件のもとで安心して働き続けられるために、育児・介護などのライフステージに応じた働き方ができるよう、以下の施策を推進すること。

(1) 男女がともに仕事と子育て・介護が両立できる環境促進のため、育児・介護休業制度や、多様な働き方を可能とする休暇制度を盛り込んだ就業規則の改正を企業に働きかけるとともに、育児・介護休業法の更なる周知・浸透をはかること。

(2) 平成29(2017)年の改正育児・介護休業法の浸透に向けた周知を行うこと。

(3) 男性の育児休業取得率向上の促進に向け、具体的施策を行うこと。

「平成28年度長崎県労働条件等実態調査(以下、「同調査」とする)」によると、就業規則に育児休業を規定している事業所は66.3%(平成27年度:66.6%)、介護休業を規定している事業所は59.7%(平成27年度:59.6%)にとどまっており、特に100人未満の事業所で規定が進んでいない。就業規則に育児・介護休業制度が盛り込まれていない企業は盛り込んでいる企業と比較し、育児・介護休業取得率が極めて低いとの調査結果もある。平成29(2017)年1月1日より介護休業を分割取得可能とするなどの改正育児・介護休業法が施行されることも踏まえ、改正法に対応した育児・介護休業規程ならびに、ライフステージに応じた多様な働き方を可能とする休暇制度を就業規則に

盛り込む等、仕事と生活の両立に向けた環境促進を企業に働きかけを行うこと。県が推進している、誰もが働きやすい職場環境を整備するために、優良企業の認証制度を創設するほか職場環境づくりアドバイザーの派遣、労働セミナーや就業規則作成研修会及び企業内推進員研修会の開催などに取り組んでいることなどについて認識しているが、優良企業の取り組み、認証制度等について、啓蒙、周知の拡大をはかること。

国が平成 27（2015）年 3 月に閣議決定した「少子化社会対策大綱」では、男性に対し、今後 5 年間で現行 2%の育児休業取得率を 13%とする目標を掲げているが、県内の男性の育児休業取得率は同調査では 8.8%（平成 27 年度：0.9%）と若干は改善されたものの目標には届いておらず、取得促進に向けた実効性ある施策が急務である。同調査によれば、取得促進については、「育児休業を取得しても経済的に困らない公的な経済的支援の充実」を求める要望が 44.3%（平成 27 年度：31.3%）と最も高く、県としても過去に実施された具体的な助成制度をあらためて導入し、継続的に実施すること。

④ ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、以下の施策を推進すること。

- (1) 週休 2 日制の導入促進や有給休暇の計画的な取得を推進する施策を講じるなど、総実労働時間短縮に向けた施策の推進をはかること。
- (2) 長時間労働の是正、労働者の健康・安全確保のために、「休息时间（勤務間インターバル）規制」等について周知徹底をはかること。

長崎県の年間総実労働時間は改善傾向にあるが、今なお全国でも上位にある。特に長時間労働の要因として、週休 2 日制の導入や年次有給休暇取得率が低く、出勤日数が全国平均より多いことが挙げられる。長時間労働の改善は、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動の時間を確保し、仕事と生活の調和のとれた働き方を実現する観点はもとより、人材の県外流出防止という長崎県の最重要課題に対し、県内に魅力あふれる職場を作り出していく観点からも極めて重要な施策であり、週休 2 日制の導入促進や有給休暇の計画的な取得を推進する施策を講じること。

また、今年 3 月に決定した「働き方改革実行計画」を受けて、終業時刻から次の始業時刻までに決められた休息時間を確保する「休息时间（勤務間インターバル）規制」について、普及促進するための有識者検討会が設置され、検討が進められている。

働きすぎで命を落とす人は年間 200 人とも言われており、平成 28（2016）年の大手広告代理店社員の過労自殺事件を受け、国でも「働き方改革」を進めている。連合は「勤務間インターバル規制」は長時間労働是正の有効な実行策と考えており、県としてもこの制度の導入拡大に向け、周知徹底をはかること。

【参考】

項目		全国	長崎県 (28年度)	長崎県 (27年度)
年次有給休暇 取得状況	取得日数	8.8日	7.8日	7.2日
	取得率	48.7%	46.5%	42.5%
週休2日制 導入状況	完全週休2日制	49.0%	41.0%	41.0%
	なんらかの週休2日制 (完全週休2日制含む)	88.6%	69.5%	71.8%

※全国：「平成28年就労条件総合調査」

長崎県：「平成28年度労働条件等実態調査」 「平成27年度労働条件等実態調査」

- ⑤ 高年齢者雇用安定法に定める雇用確保措置を確実に実施し、希望する者全員が65歳まで働き続けられる環境整備をはかること。

高年齢者雇用安定法に定める雇用確保措置を確実に実施し、希望する者全員が65歳まで働き続けられる環境整備をはかること。あわせて、高年齢者雇用安定法の雇用確保措置の対象外である有期労働契約を反復更新して60歳を迎える労働者について、その65歳までの安定した雇用確保をはかるため、当該労働者を65歳まで雇用する事業主に対して支援を行うこと。

- ⑥ 「改正障害者雇用促進法」に基づき、障がい者の就労支援の拡充・職域拡大をはかるために施策や労働環境の整備や対策を講じること。また、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、その他の待遇について、労働者が障がい者であることを理由として不当な差別的取り扱いのない労働環境の整備や対策を講じること。

「改正障害者雇用促進法」に定めた「障がい者に対する差別の禁止」「合理的配慮の提供義務」が昨年4月より施行された。具体的には、賃金、昇任昇格、降格、退職勧奨、解雇、福利厚生、職変、雇用形態の局面において、障がいがあることを理由に不当な取り扱いをしないことが謳われている。企業が実効性ある施策を講じるよう、企業への周知・指導を強化すること。

また、長崎県内の障がい者の雇用状況については、長崎労働局「平成28年度障害者雇用状況の集計結果」によると、民間企業において実雇用率2.21%と全国的に高い水準にあるものの、雇用義務のある企業の達成割合は58.4%、また市町の機関においても達成割合82.1%（前年度90.0%）であり、未達成企業等の解消に向け指導強化をはかること。

あわせて、平成30(2018)年4月には精神障がい者が雇用義務制度の対象となることを踏まえ、県内「障害者就業・生活支援センター」等と連携し、広報・周知強化をはかること。

3. **中小企業政策**

- ① 「長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」に基づき、自立した中小企業の基盤を確立し、独自の高度な技術と経営基盤の確立に向けた支援を行うこと。
- (1) 中小企業者による人材の確保・育成のため、関係団体・企業が開催する企業面談会や研修会等に対する支援を行うこと。
- (2) 地域経済を支える中小企業の活性化に資する金融環境整備を進めるとともに、地域金融機関や地域活性化支援機構とも連携し、その支援策を着実に実施すること。
- (3) 中小企業における知的財産に関する悩みや相談を受け付けるために国が都道府県に設置している「知財総合支援窓口」の周知を徹底すること。また現在の活用状況を示すこと。
- (4) 県は、工事の発注・物品の発注にあたっては、県内中小企業を優先的に使用するとともに、県内市町に対しても指導を行うこと。

長崎県においては、45,000の民間企業のうち99.9%が中小企業、また従業員の92.5%が中小企業で働いており、長崎県の発展には中小企業の発展が不可欠である。平成27(2015)年4月に策定した「長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」に基づき、中小企業への支援を行うとともに、行政自らが県内製品・県産品を積極的に使用し、県内経済の好循環をはかること。

4. **都市計画・住宅政策**

- ① 「長崎県住生活基本計画」に基づき、誰もが安心して住み続けることのできる住宅施策を推進すること。特に、低所得者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭、子育て世代、DV被害者など、特に配慮が必要な世帯(住宅確保要配慮者)に対し、公的賃貸住宅の優先入居措置および、民間貸付住宅入居に対する更なる支援を推進すること。

「長崎県住生活基本計画」に基づき、すべての県民が安心して暮らせる住宅施策を推進すること。

特に高齢者に対しては、「長崎県高齢者居住安定確保計画」に基づき、高齢者の多様なニーズに応じた住宅を確保するとともに、サービス付高齢者向け住宅等を拡充するなど、高齢者向け貸付住宅の整備を促進すること。

また、ひとり親家庭、子育て世代、DV被害者等も含めた住宅確保要配慮者に対し、公的賃貸住宅へ優先的に入居できるよう配慮を行うこと。

- ② 個人の住宅を宿泊施設とする「民泊サービス」にあたっては、生活者や利用者の安全・安心を確保するために、必要な対策を行うこと。

今年6月9日、一般の住宅を宿泊施設として活用する「民泊」の営業基準を定めた住宅宿泊事業法案(民泊新法)が成立した。この「民泊新法」においては、ホストは

これまでの旅館業法による「許可」は必要なく、県への「届出」となり、安全・安心を確保するためには行政による監督が極めて重要となる。

民泊の大手仲介業者である Airbnb (エアビーアンドビー) には、すでに県内でも多数のホストが登録されている。民泊をめぐるのは、全国的には、借主が大量の未分別ゴミを出し、第三者である近隣住民が費用を負担して処分せざるを得ない事例や、騒音や共用スペースでの喫煙・飲酒など、さまざまな問題が報告されている。また必要な申請や届出を行わずに営業しているいわゆる「ヤミ民泊」や「違法民泊」も横行しており、昨年広島市が行った調査によれば、サイトに掲載された物件の約9割が旅館業法に基づく許可を得ていないことも明らかになっている。

県は各市町と連携し、利用者・生活者の安全・安心を確保するための体制の強化、必要な規制を行うこと。

5. **産業政策**

- ① 観光事業の拡大を基に、「次世代自動車インフラ整備促進事業」に基づき充電環境の積極的な整備促進を引き続きはかること。また、昨年度の回答で「長崎県水素エネルギー研究会」を立ち上げ、平成28(2016)年3月に長崎県水素戦略を策定したとの回答であったが、その進捗状況を示すこと。

6. **福祉・社会保障政策**

- ① 離島・へき地の公的病院は、地域住民の「生命」と「健康」を守るため必要不可欠なものであり、地域住民のニーズに即した医療体制の確保・充実をはかること。

地域医療構想策定議論の当初は、「病床削減」の報道が先行し、一部の県がそのような認識をもって調整会議等での議論となったことから、公立病院を中心とした病床削減計画を立てると危惧された。厚生労働省は、地域医療構想は病床削減計画ではないとしているが、人口減少社会に移行していくことから、自治体では財政ありきで公立病院の切り捨てや、公立病院のみの病床削減を示唆するものと受け取られる可能性もある。

厚生労働省が、都道府県に策定を求めた地域医療構想はほぼ出そろい、新公立病院改革プランの策定は、地域医療構想との整合性をはかるとして、各自治体や病院での策定は終盤となっている。今後は、介護・福祉分野との事業連携等を進めることも重要である。財政ありきでの公立病院の切り捨てや、公立病院のみの病床削減ではなく、地域住民のニーズに即した医療体制の確保・充実をはかること。

- ② 高齢化の現状と地域包括ケアシステムの具体化に向け、医療と介護の連携についての課題を把握し、その解決をはかるため、県としての対策と自治体に対して支援策を講じること。

地域包括ケアシステムの具体化の中で、在宅医療、介護連携推進事業については介

護保険の地域支援事業に位置付けられ、実施可能な市町村は平成 27 (2015) 年 4 月から取り組みを開始し、平成 30 (2018) 年 4 月には全ての市町村で実施することとしている。在宅医療、介護連携推進事業の実施状況の把握と事業の円滑な導入及び充実のために実施された調査の中の課題として、関係機関（病院・医師会・歯科医師会等）との連携、事業実施のためのノウハウが不足しているという自治体が多かったと認識している。これに対して県として関係機関との連携強化に向けてどのような対策を講じているか具体的に示すこと。また、自治体に対しての支援策についても具体的に示すこと。

③ 生活困窮者自立支援制度について、生活困窮者に対する包括的な支援充実の為、任意事業である「学習支援事業」の充実に取り組むこと

2016 年度の回答において、「任意事業の国庫補助引き上げ」に対して引き続きの取り組みをお願いする。また、「子どもの貧困」「貧困の連鎖」対策にもつながる事業であるので「学習支援事業」をすべての自治体で取り組みができるよう県として支援すること。

④ 長崎県子育て条例行動計画に掲げる「平成 31 (2019) 年までの待機児童ゼロ」実現に向けた取り組みを強化すること

平成 28 (2016) 年 10 月時点の長崎県内の待機児童は 271 人と前年同期と比べて 90 人も増えている。今後の雇用情勢や政府が掲げる一億総活躍社会「輝く女性」推進等により、働く女性は増えることが予想され、保育の需要は増大していくと考えられる。保育の実施責任である自治体に対して、保育の受け皿のための支援策を講じ、増え続ける待機児童がゼロになるように対応すること。また、保護者の就業形態により利用曜日や利用時間に違いが生じている子どもたちが保育サービスを受けられるよう、各地域の実態やニーズをしっかりと踏まえた上で、休日保育や夜間保育、病児・病後児保育の整備をはかること。

⑤ 保育士不足の解消ならびに保育の質の改善をはかるため、保育に係る財源を確保し、保育の人的環境・施設環境を整えること。

保育の担い手不足は社会的な問題になっており、長崎県も例外ではない。保育士不足により待機児童が発生している自治体も多い。保育士不足の解消ならびに保育の質の改善をはかるため、下記の 5 点について自治体担当課と協議すること。

- (1) 保育士を希望しない理由となっている問題（賃金が希望とあわない、責任が重い、休みが少ないなど）を改善すること
- (2) 保育士の配置基準を改善（手厚く配置）すること
- (3) さらなる保育士の給与改善を早急に行うこと

- (4) 保育士のキャリアアップと専門職としての社会的評価を高めること。
- (5) 無資格者を保育の担い手とする問題点について

⑥ 県内の放課後児童クラブ(学童保育)の実態について検証し、児童支援員の社会的・職業的地位を確立するために具体策を講じること

放課後児童クラブ(学童保育)は、平成6(1994)年の「エンゼルプラン」に伴う補助制度創設、平成10(1998)年の法制化を契機に急速にその数を増やしてきた。国庫補助対象の放課後児童クラブ関係の予算は「放課後子ども総合プラン」に基づき受皿を確保することになっているが、そこで働く支援員は非正規労働者が圧倒的に多く低賃金でありながら対人サービスとしての高いスキルを求められている。こういった現状に対して、県の対応を求める。

⑦ 子どもの貧困対策の一環として、奨学金返済困難者への救済措置を実施すること。

現在、大学進学の際に、学生の2人に1人は奨学金を借りている実態がある。国としてもこの問題を重く見て、「給付型奨学金の創設」がされ、長崎県でも「産業人材育成奨学金アシスト事業」を実施している。この対応については、高く評価するが、現在返済困難な状況に陥って、生活設計ができない・結婚ができないという実態も聞かれている。

「無利子奨学金」「給付型奨学金」の拡充はもちろんのこと、奨学金返済困難者への救済措置・支援措置を早急に講じること。

7. **教育政策**

① 教職員の長時間労働の是正や非正規教職員の抜本的な処遇改善を通じて、教育の質的向上を推進すること。

連合総研は平成28(2016)年11月、小中学校教員の1日の平均労働時間が約13時間、平均時間外労働が約5時間との調査結果をまとめた。教員には、基本給の4%に相当する教職員調整額が支給される代わりに、労働基準法第37条が適用除外とされており、時間外手当や休日手当などの割増賃金が支払われていない。これは、「高度プロフェッショナル制度」の導入がもたらす影響を先取りするものであり、政府が進める「働き方改革」の方針にも逆行するものである。

教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間を確保し、教育の質を確保するためには、長時間労働の是正に向けた働き方の見直しを行うことが重要である。

また、教職員の非正規化が深刻であるため、非正規教職員の抜本的な処遇改善など、労働環境の改善をはかること。

② 文科省の通知に基づき、全国学力・学習状況調査について、事前対策を行わないよう市町教委を指導すること。

開始から 10 年が経過した全国学力・学習状況調査は、学校現場の負担や序列化・過度の競争につながっている。文科省は、「全国学力・学習状況調査に係る適切な取組の推進について」として、教育委員会に対し過度の競争につながる事前対策を行わないよう通知をしているが、学校現場では、3、4 月の授業内容が事前対策となっているなど、市町教委や校長等の指示による過去問使用での事前練習が繰り返されている。市町独自で調査をしているところも多い。

これにより、本来実施すべき学習が十分に実施できないことも懸念されるとともに、数値データの上昇のみを目的にしているととられかねないような行き過ぎた取扱いがあれば、調査の本来の趣旨・目的を損なうものである。

県としても県内の実態を把握するとともに、不適切な取り扱いについては是正するよう指導を行うこと。

8. **政治政策**

① 投票率の向上に向け、市町選挙管理委員会等と連携し、以下の施策を行うこと。

- (1) 若年層を中心に実効性のある啓発活動を行うこと。
- (2) 市町選挙管理委員会と連携し、(期日前) 投票所の利便性向上をはかること。
- (3) 投票済証明書の発行を促進すること。

(1) 昨年 7 月の第 24 回参議院議員選挙における投票率は 55.89%にとどまり、政治離れが顕著になっている。県は、若年層を中心に全年代の投票率向上に向け、更なる主権者教育の充実など、政治意識の醸成をはかる啓発活動を行うこと。

(2) 投票率向上に向け、(期日前) 投票所の開設期間・投票時間の拡大、高齢・障がい・妊娠などにより投票所へアクセスが困難な人にも配慮した投票所の設置・運営、共通投票所の設置等について、各市町選挙管理委員会への働きかけおよび支援を行うこと。

(3) 他県(全国 42 都道府県)においては、投票した人に対して投票済証明書が既に発行されているが県内では現在発行されておらず、県選挙管理委員会主導のもと、投票済証明書の発行に向けて取り組むこと。また昨年の要求に対し、「県内の商工団体へ意見を伺いたい。」との回答であったが、その状況について示すこと。

9. **消費者政策**

① 「第 3 次長崎県消費者基本計画」に基づき、専任相談員が配置されていない町については早急に配置できるよう、働きかけ・支援を行うこと。

平成 28 (2016) 年 3 月に策定された「第 3 次長崎県消費者基本計画」に示されている通り、消費者被害の防止・救済のためには消費者に身近な市町における取組が果たす役割は極めて大きく、現在専任相談員が設置されていない町について早急な対応をはかること。

10. 食料・農林政策

①. 食料自給力の向上に向けた取り組みを積極的に推進するとともに、安定供給体制の維持・充実をはかること。

(1)食料自給率の向上に向け、農業・水産業の安定した経営基盤の構築や生産性・収益性の向上、ならびに地産地消のさらなる取り組みを推進すること。

(2)いわゆる「食料品アクセス問題（買い物弱者）」への対応について、県内自治体および事業者などと連携し、問題の解決に向けた対策を強化すること。

平成 26（2014）年の長崎県の食料自給率（概算値）はカロリーベースで 44%となっている。長崎県は全国有数の水産資源や多様な農林産物などを有しており、この資源を活かし、さらなる生産性・収益性の向上をはかるとともに、地産地消のさらなる取り組み推進すること。

また、「食料品アクセス問題」については、平成 22 年国勢調査に基づく「生鮮品販売店舗まで 500m 以上の人口・世帯数推計結果」によると、長崎県は 4 割以上の世帯（22 万 7 千世帯）が 500m 以上に居住しており、そのうち自動車を持たない世帯は 9.7%（5 万 4 千世帯）となっている。今後県内において、人口減少や少子高齢化の進展により食料品アクセス問題がさらに進むと、地域住民の日常生活に深刻な影響を及ぼすだけでなく集落の存続にもかかわる喫緊の課題であり、問題解決に向けた対策を強化すること。

② 食品ロスをなくすために、長崎県として「3010 運動」を積極的に推進すること。

食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスが日本では年間 500～800 万トン発生していると言われている。

3010 運動は、「宴会時に乾杯後 30 分と宴会終了前 10 分を離席せずに食べ残しを減らす運動」のことであり、もともと長野県松本市で始められた運動だが、現在は多数の都道府県で実施されている。この 3010 運動を実施して、可燃ごみの減量に成功している自治体もある。福岡県では、県自ら率先して県民運動として取り上げている。

平成 28（2016）年 9 月議会では、山田朋子議員の質問に対して、担当課長が「来年度に向けて、食品の関係、それから農水の関係、あと教育関係も交えながら、関係部局を交えた委員会等も開きながら、今後の長崎県における食品ロスについて、どういうふうにしたらいいかということを検討して進めていきたいと今のところ考えております」と回答をしており、県の積極的な食品ロスへの対応を求める。

③ フードバンク活動の推進をはかること。

フードバンク活動について、昨年度の再要求に対する回答として、「フードバンクの普及促進に向け、協議会を設置し推進方針などを協議してまいりたい。」との回答

であったが、その進捗状況について示すこと。

11. **情報・通信政策**

- ① 観光客等が利用しやすいインターネット環境を構築するため、県内 Free Wi-Fi の SSID（アクセス用ユーザ ID）統一を進めること。

九州管内では、県内の Free Wi-Fi の SSID・認証を統一することで、外国人旅行者の利便性の向上や県内の観光・交通情報の発信力強化などをはかっている。（大分県：Onsen_Oita_Wi-Fi、熊本県：kumamoto-free-wifi、宮崎県：Miyazaki-Free-Wi-Fi）

長崎県においても、増加する外国人観光客および国内観光客の利便性向上、ならびに各自治体の宣伝の効率化を図るため、県が主導し、県内各自治体等で整備している（しつつある）Free Wi-Fi の SSID の統一を進めること。

12. **環境・エネルギー政策**

- ① 平成 25（2013）年 4 月に策定した「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、現状の認識と、残された期間での目標達成（目標と現状のギャップの是正）に向けた具体的道筋を示すこと。

現在、「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、2020 年度における長崎県内の温室効果ガス排出量を平成 2（1990）年比で 13.4%削減するという目標を掲げ取り組みを進めているが、今年 2 月に発表された平成 26（2014）年度（速報値）は基準年となる平成 2 年（1990 年）と比較し 10.6%増となっている。（二酸化炭素の排出量は 11.1%増。）

昨年の要求に対する回答では、「平成 19 年を境に減少傾向であり」と示されているが、平成 26（2014）年度現在で 89.0 万トンの増加（基準年比）であり、目標と現状に大きなギャップを生じている。この現状に対する認識と、目標の達成（もしくは可能な限りのギャップの是正）に向けた具体的な道筋についてお示しいただきたい。

13. **交通・運輸政策**

- ① 交通運輸産業の人材確保・人材育成ための施策を講じること。

交通運輸産業は行き過ぎた規制緩和から運賃・料金の低下に拍車がかかり、同時に賃金をはじめとした諸労働条件の引き下げに繋がっている。長崎労働局が公表した「平成 28 年度職業別ミスマッチの状況」によると、「輸送・機械運転の職業（自動車運転の職業）」の求人倍率は 2.39、充足率は 22.6%であり、人材不足が顕著である。

また産業の性格上、特殊な免許を有する職種が多いこと等もあって、それぞれの会社だけでは人材を確保することが困難な状況が続いている。魅力ある交通運輸産業の構築はもとより、安全・安心した働きやすい就業整備等の指導を行われるとともに人材不足への対策を講じること。

加えて、福岡県では高等学校と自動車学校が連携し、自動車学科の生徒を対象に運行管理者資格取得の講座を開催しており、長崎県においても専門校（自動車科や自動車専攻科）の導入などの独自の対策を講じること。

- ② 慢性的な交通渋滞緩和策として、自家用自動車から公共交通機関への利用転換をはかるため、「ノーマイカーデー」「パークアンドライド」「免許返納者パス制度」等の活用に向けた広報活動等の強化・拡大を行うこと。

渋滞緩和策として昨年の回答において、渋滞対策は道路管制センターで集中制御を行うとともに、道路管理者や関係自治体との協議を行いソフト面の対策を行うとあったものの、いまだ効果は乏しく、自家用自動車の利用数を減少させる抜本的な対策が必要である。

特に市街地においては、慢性的な渋滞箇所も多く、既存のパークアンドライド等の活用による自家用自動車の市街地乗入を抑制するため、周知・広報活動の拡大を行うこと。また県内一斉「ノーマイカーデー」（毎月第2水曜日）の取り組みを推進しているが、県民の認識は希薄であり、さらなる周知活動を行うこと。

あわせて、県内一部の地域において運転免許証を自主返納した人を対象実施している「免許返納者パス」制度などの諸制度についても、関係機関と連携し、広報活動の強化を行うこと。

- ③ 県内の広域的な公共交通網の維持・存続をはかり、生活バス路線を確保するため、以下の施策を行うこと。

- (1) 地域協議会の機能を高め、事業の採算・不採算のみを重視するのではなく住民生活に必要な不可欠なバス路線等の確保をはかられよう、長崎県として自治体への支援体制を強化すること。
- (2) 長崎県生活バス路線運行対策費補助金実施要綱の改正について、生活者の利便性の観点から策を講じること。

乗合バスは通勤・通学・買物等の日常生活の移動手段として、また、私的交通手段を自ら利用することができない高齢者等の交通弱者の移動手段として必要不可欠なインフラであるが、乗合バス事業を取り巻く環境は主に少子高齢化・人口減少等により厳しさを増している。

また、地域の不採算路線については沿線自治体が単独で全赤字を補てんしている場合も多く、年々その赤字額も増加傾向にあり財政も逼迫している。そのような中、地域のバス路線を維持するためには、県とのより一層の連携が必要不可欠である。

しかし、現行の「長崎県生活バス路線運行対策費補助金実施要綱」では補助対象となりえる系統の要件が厳しく、地域住民の生活に必要な路線が要件を外れるケースも少なくない。地域住民の生活の足を守るために以下の点について補助要件の見直しをお願いしたい。

○収支率（経常収益が経常費用の55%以上）の制限緩和

※55%に満たない場合、補助対象から外れるのではなく、一部減額の措置を講じる等

○輸送量（9～150人）の制限緩和

○離島バス路線のみ対象の補助金実施要綱の設定

- ④ 長崎道「大村インターチェンジ」の高速バス停留所の対策について、現実的なソフト対策を含め、大村市と連携し早急な対応を行うこと。また過年度の要求に対し、進捗状況を示すこと。

大村ICのバス停留所は、出口ランプと入口ランプに繋がる道路上にあるためタクシーや自家用車で送迎が出来ない状況になっている。また併設する駐車場があるにも関わらず、急階段となっており高齢者や障がい者、さらには子供連れへの使用者に対して非常に危険であり、早急な対策が求められる。

大村市においては、現実的なソフト面での対策について市議会でも言及されているが、県に対しても大村市と連携して取り組むことをこれまでも求めており、過年度の要求に対し具体的な取り組み・進捗状況について示すこと。

- ⑤ ライドシェアサービス（白タク行為）については、利用者の安全・安心、地域公共交通を守る観点から、安易に導入しないよう、県下自治体と連携し対応を行うこと。

自家用車によるライドシェアサービス（白タク行為）を特区・交通空白地において容認する意向が政府より出されている。しかし国交省は、導入に際し安全の確保が不十分として慎重な姿勢である。タクシー事業者は「安全・安心」の確保を法令で義務付けられているが、ライドシェアは法令義務を受けず、全てドライバーの自己責任である。先行して導入している海外においては訴訟やトラブルが各地で頻発している。

さらには、ライドシェアが導入されると、タクシー産業だけでなく、路線バス・鉄道などの地域公共交通へ大きく影響を与えることは避けられない。

利用者・運転者の安全確保、さらには地域公共交通を守る観点から、県としてライドシェアの問題点について検証し、ライドシェアについては安易に導入しないよう県内自治体と連携し、対応を行うこと。

- ⑥ 安心・安全な街づくりの観点から、トラック駐車ベイ・タクシー駐車ベイの増設を行うこと。特に交通事故等危険性が伴うような箇所は早急に改善・増設すること。また、違法駐車摘発に努めること。

既存のベイには一般車の駐車が著しく、ベイ自体の機能を果たせていない場所も見られる。渋滞緩和、事故防止、作業効率等の観点から広報や啓発活動を強化されるとともに引き続き違法駐車摘発に努めること。

国交省としては、警察庁と共同で2012(平成24)年11月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定し、自治体に周知しているとしている。

ガイドラインは、自転車通行空間の確保に加え、バス停部の設計の考え方について記載しているほか、路外駐車場が近くになく、かつ駐停車需要の多い路線については、沿道利用の車両や荷捌き車両、タクシー等の一時的な駐停車に対応した駐停車空間を確保することに努めることを記載している。県としても指導に基づいた整備促進を行うこと。

⑦ 長崎県が管理する有料道路について、利用者の負担軽減となる対策を検討すること。

有料道路の中には、県民の生活路線としてかかせないものとなっている道路もあり、また政府が実施しているデフレ脱却へ向けた政策や消費税増税などによるガソリン価格の高騰や有料道路使用料金の値上げにより、県民にかかる負担は大きいものとなっている。このことにより有料道路の使用を控える県民も出てくる可能性があり、県内の主要路線での更なる渋滞を引き起こすことも懸念される。

県民の負担軽減、及び渋滞緩和のため、段階的な料金引き下げ等も含め検討すること。

⑧ 経営基盤の脆弱な地方ローカル鉄道への抜本的な支援措置を行うこと。

地方鉄道は、長崎県の人口減少・流出、少子高齢化さらには自家用車の普及による背景から、乗客数は大幅な減少となっている。そのため各事業者は毎年赤字経営を抱えつつも、公共交通の使命を果たすべく経営努力を行っている。今後さらに過疎化が進めば、地域公共交通の存続に影響を与えることから、交通政策基本法の趣旨に鑑み、県は各自治体との連携を図り支援制度の充実・強化をはかること。

具体的には、

- (1)長崎県においても、鉄道における上下分離方式を採用すること。
- (2)固定資産税の増加分の減免措置を行うこと。

14. **人権政策**

① 県民の重要な個人情報不正に取得されることが防止するため、県内の全自治体に対して、戸籍・住民票を第三者が取得した場合に本人へ通知する制度(本人通知制度(登録型))を導入するよう引き続き強く要請すること。

長崎県内の自治体でも「戸籍・住民票の不正取得」が行われており、平成23(2011)年11月に逮捕された「プライム事件」で使用された司法書記「佐藤隆」名の不正請求分だけでも全体で73件という調査結果であった。

現在、本人通知制度を導入している自治体は、平成29(2017)年4月22日現在、全国で633自治体であり、埼玉県・奈良県・大阪府・京都府・鳥取県・山口県・香川

県・大分県では事前登録型本人通知制度を全市町村で実施をしている。長崎県では平成 28（2016）年 10 月から長崎市で本人通知制度が導入されたが、まだ長崎市 1 市のみの導入となっている現状である。個人情報不正取得を防止し、県民の安全・安心を確保するためにも、今後も率先して制度の導入を行うよう、県から県内自治体に対し、制度の必要性を説明・導入の要請を行うなど、最大限の取り組みを行うこと。

現在、連合長崎各地域協議会からも県内各市町に対して制度導入の要求を行っているが、導入に消極的な自治体も散見され、更なる働きかけを求める。

15. **地域政策**

- ① 「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するにあたっては、引き続き「長崎県まち・ひと・しごと創生対策懇話会」において、必要な検証・フォローを行うこと。

また、各市町の総合戦略審議会等について、「労働団体」代表が含まれていない市町については、引き続き「労働団体」が参画できる体制づくりに向け、働きかけを行うこと。

まちひとしごと創生を実現するためには、P D C A サイクルの実現が不可欠であり、引き続き産官学労言の幅広い視点で構成された「対策懇話会」において、必要な検証・フォローを行うこと。

また、県内の 21 市町のうち 3 町（川棚町・波佐見町・小値賀町）には労働者の構成委員が参画していない。また 3 町以外でも、労働団体として「ハローワーク職員」等が構成員となっている自治体もあり、真に労働団体の意見を反映できているとは言い難い。このような自治体も含め、各市町の実態を把握し、労働団体の意見が反映できる体制を構築できるよう働きかけを行うこと。

- ② 人口減少が著しい離島地域の維持・活性化をはかるため、「有人国境離島新法」等の制度を活用し離島振興対策の拡充を行うこと。

- (1) 離島地域の雇用機会の拡大をはかること。
- (2) 交流人口拡大に向け、島外居住者も含めた離島航路・航空運賃低廉化ならびに、離島航路の定期運行に向けた支援を行うこと。
- (3) 離島活性化交付金を活用し、離島における雇用創出ならびに定住人口の拡大をはかる事業を推進すること。
- (4) 離島における燃油価格の格差の是正をはかること。

- (1) 離島における定住促進・人口減少防止をはかるためには、島内で安定して働ける場を拡大することが不可欠であり、雇用機会拡大に向けた更なる支援を行うこと。
- (2) 今年 4 月より離島の航空運賃・航空路運賃が引き下げられたが、この割引は島民に限定されたものである。この施策は島民にとっては負担軽減となる一方、購買力が島外へ流出することが懸念される。観光客を呼び込み、島内での消費を喚起する

ためにも、島外居住者の運賃低廉化をはかること。あわせて、島民のライフラインとしての離島航路の定期運航に向けた支援を行うこと。

(3)平成 25(2013)年度に離島活性化交付金制度が創設された。離島振興法の趣旨ならびに関係市町・住民のニーズを踏まえ、雇用創出ならびに定住人口の拡大に最重点をおき、必要な施策を講じること。

(4)長崎県は、全国平均よりも高い燃油価格であり、特に離島地域については県内本土地域と比較してもより高く、農林水産業を中心とする離島の産業、交通機関、さらには島民の生活自体が非常に厳しい状況にある。実質的な燃油小売価格を引き下げるため、支援措置を講じること。

※参考：長崎県内 本土と離島のレギュラーガソリン価格比較表

(2017年5月、県独自調査)

単位：円

	全国	長崎県	本土	離島	下五島	上五島	壱岐	対馬
2016年6月	138	146	144	175	171	174	172	181
2017年5月	133	141	138	160	154	158	157	166

③ 外国人観光客の急増に伴い、関係自治体と連携し受け入れ体制の整備・強化を行うこと。

(1)観光バス等大型車両の駐車場・乗降場の拡大をはかること。

(2)住民とのトラブル防止に向け、旅行会社等への指導を強化すること。

平成 29(2017)年は長崎・佐世保を中心に本県へのクルーズ船寄港数が前年度比で約4割増と過去最多を更新する見込みである。その観光客の国内移動手段として相当数の大型バスが対応しているが、観光地等への駐車スペースが十分確保できておらず、路上駐車による待機や乗降が頻繁に行われている状況である。特に県庁裏付近では大型バスの二重駐車が見受けられる他、諫早市貝津交差点の渋滞など、一般車の通行の妨げとなり危険な実態となっている。安全及び周辺道路の混雑緩和の面から乗降場整備は急務であり、団体客の利便性向上および市街地の渋滞緩和対策として、長崎県として駐車場・乗降場の拡大をはかること。

また、観光客が一般施設会館に無断で立ち入り、施設を汚す等の問題も報告されており、県は関係自治体による協議を含め、旅行会社への指導など、住民とのトラブル防止に向けた施策を実施すること。

16. **核兵器廃絶・被爆者援護政策**

① 戦後72年を迎え、次世代への継承や核兵器廃絶に向けた取り組みをより一層強化するとともに、国に対しても働きかけを行うこと。

広島・長崎に原爆が投下され今年で72年を迎えた現在もなお、世界には未だに

15,350 発(2016 年 6 月 : RECNA 公表)もの核兵器(核弾頭)が存在している。そのようなか、昨年 10 月 27 日(日本時間 28 日)、国連総会第 1 委員会において、「核兵器禁止条約」の制定に向けた交渉会議を開始する決議案が賛成 123 カ国、反対 38 カ国、棄権 16 カ国の賛成多数により採択されたが、日本政府が今回の決議に際して反対票を投じ、更には交渉会議への参加を見送ったことは誠に遺憾である。

唯一の戦争被爆国であるわが国には、核兵器保有国と非保有国との橋渡し役として、核兵器廃絶に向けた議論をリードする役割と責任がある。そのためにも、県は国に対して核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求めるとともに、戦争を経験していない世代への継承という喫緊の課題に対し、より一層取り組みを強化すること。

② 国や長崎市と連携し、科学的な根拠に基づいた被爆者援護施策の強化を行うこと。

(1) 被爆 2 世・3 世への援護の推進をはかること。

(2) 「被爆体験者」に関する援護施策の見直しを行うこと。

被爆 2 世・3 世の健康不安等に対する課題について、「被爆 2 世臨床縦断調査」が現在実施されており、被爆 2 世の援護策に反映していくとともに、被爆 3 世についての健康調査を含めた援護策を検討すること。

また、「被爆体験者」については、「長崎被爆体験者支援事業」において、被爆体験者も被爆者と選別することなく被爆者同様の援護施策を講じること。